

## 災害時における応急対策に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と三和シャッター工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

この協定は、甲と乙の東関東営業部との間に適用する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲及び乙の応急対策活動の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において乙に対し公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理（以下「本件業務」という。）について協力要請をすることができる。

2 甲は、前項の規定により本件業務を要請するときは、応急対策要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができる。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、必要に応じて本件業務の従事者の安全確保等に関して甲と協議の上、要請事項に応じて速やかに可能な限り適切な措置をとるとともに、その措置結果を応急対策報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り乙の営業時間外においてもこれに応じるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第4条 本件業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を連絡担当者確認書（第3号様式）により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担及び価格の決定）

第5条 乙が実施した本件業務に要した費用は、次のとおりとする。

(1) 緊急点検における費用については、無償とする。

(2) 緊急修理における費用については甲が負担するものとし、当該費用の額については災害発生直前における適正な費用を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。

(災害補償)

第6条 第2条第1項の規定に基づき、本件業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。但し、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による変更、解約の申し出のないときは、本契約は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月5日

## 災害時における応急工事等の協力に関する業務基本協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉市建設業協会（以下「乙」という。）とは、「千葉市地域防災計画」に基づき、大地震暴風雨等（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る工事等（以下「災害応急工事等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する道路、河川等の公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害応急工事等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、災害応急工事等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

### （協力体制）

第3条 乙は、前条第1項の協力要請を受けた場合に速やかに災害応急工事等を実施するため、本市の区域を花見川・稲毛地区、中央・美浜地区、若葉地区及び緑地区（以下「各地区」という。）に区分し、乙の会員で、かつ、千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている業者をあらかじめ甲と協議の上、各地区のいずれかに割り当て、協力体制を整備するものとする。

### （要請手続）

第4条 甲が、乙に対し第2条第1項の規定に基づき、協力の要請手続をする場合は、総務局危機管理課から乙に対し行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、危機管理課以外の工事担当課等からも乙に対し協力の要請手続をすることができるものとする。

### （費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙又は乙の会員が災害応急工事等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 災害応急工事等の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 第2条第2項の規定により、災害応急工事等に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合におけるその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の例によるものとする。

(実施細目) 第8条 この協定に関する実施細目は、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(前協定の取扱い)

第11条 甲と千葉県建設業協会が平成19年8月31日付けで締結した災害時における応急工事等の協力に関する業務基本協定書は、この協定の締結により、その効力を失う。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年10月10日

## 災害時における応急対策に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と文化シャッター株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

この協定は、甲と乙の東関東支店との間に適用する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲及び乙の応急対策活動の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において乙に対し公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理（以下「本件業務」という。）について協力要請をすることができる。

2 甲は、前項の規定により本件業務を要請するときは、応急対策要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができる。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、必要に応じて本件業務の従事者の安全確保等に関して甲と協議の上、要請事項に応じて速やかに可能な限り適切な措置をとるとともに、その措置結果を応急対策報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り乙の営業時間外においてもこれに応じるものとし、いつでも要請に応じられる態勢を平時から確立しておくものとする。

（連絡責任者）

第4条 本件業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を連絡担当者確認書（第3号様式）により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担及び価格の決定）

第5条 乙が実施した本件業務に要した費用は、次のとおりとする。

(1) 緊急点検における費用については、無償とする。

(2) 緊急修理における費用については甲が負担するものとし、当該費用の額については災害発生直前における適正な費用を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。

(災害補償)

第6条 第2条第1項の規定に基づき、本件業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は千葉県消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。但し、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による変更、解約の申し出のないときは、本契約は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月14日

## 災害時における応急対策の協力に関する業務協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生又はそのおそれがある場合における甲の管理する道路等の公共施設（工事施工中等の施設を含む。以下「公共施設」という。）の被災防止、応急対策及び災害復旧に係る業務（以下「災害応急等業務」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第76条の6に基づく車両その他の物件（以下「車両等」という。）の移動を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって、公共施設の被災防止、機能の確保、早期復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この協定は、災害が発生又はそのおそれがある場合において、公共施設の災害応急等業務及び法に基づく車両等の移動に適用するものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害応急等業務及び法に基づく車両等の移動の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定に基づき、甲が協力の要請をする場合は、建設局土木部維持管理課から乙に対し行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、各土木事務所等から乙に対し行うことができるものとする。

### （協力体制）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、速やかに災害応急等業務を実施するものとする。

2 乙は、法に基づく車両等の移動を行う場合は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

3 乙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、乙の担当業務を定めるなど協力体制を整備

するものとする。

- 4 乙は、前項の協力体制を整備したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも、また同様とする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が災害応急等業務及び法に基づく車両等の移動を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。ただし、車両等の移動に際して、車両等に損失が生じた場合は、法第82条の規定により、通常生ずべき損失について、甲が車両等の占有者、所有者又は管理者（以下「占有者等」という。）に補償するものとする。

- 2 車両等の移動に起因する占有者等との紛争については、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 2月12日

## 災害時における応急対策及び災害復興の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会千葉県支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策及び災害復興の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生（そのおそれがある場合を含む。以下同じ。）した場合において、甲の管理する道路、下水道等の公共施設（工事中等の施設を含む。以下「公共施設」という。）の応急対策及び災害復興等に係る支援（以下「災害応急等支援」という。）を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって、被災施設の早期復興と被害の拡大防止に資することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この協定は、災害が発生した場合において、公共施設に被害が発生したときの当該公共施設の以下の災害応急等支援に適用するものとする。

- （1）災害被害の調査支援
- （2）災害時の情報の活用に関する支援
- （3）復興計画段階での助言
- （4）その他、甲が必要とし、乙が支援しうる活動

### （協力要請）

第3条 甲は、乙に災害応急等支援の協力要請を行う際には、次に掲げる事項を記述した協力要請書により要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請年月日
- （2）要請箇所
- （3）要請内容
- （4）連絡先及び担当者

### （協力体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り速やかに災害応急等支援活動を実施するものとする。

2 乙は、あらかじめ乙の会員のうちから、支援可能な者、その専門技術分野、支援可能な内容等を定めるなど協力体制を整備するものとする。

### （完了報告）

第5条 乙は、災害応急等支援活動を完了した時は、協力要請書の要請内容に応答する事項を記述した完了報告書を提出することにより、甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが

困難な場合は電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙又は乙の会員が災害応急等支援を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用以外の額、支払方法等については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年6月19日

## 災害時における災害応急対策業務及び 建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、中日本高速道路株式会社八王子支社長及び首都高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務等の対象）

第2条 業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあつては自社施設を含む。）とする。

2 前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条、第4条又は第6条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

### （災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出勤を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する

る情報」という。)の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

- 3 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

- 4 甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出勤を要請するものとする。
- 5 甲又は乙は、前項の規定により出勤を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から第4項の規定により出勤の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

#### (建設資材等調達)

第4条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。
- 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
- 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

#### (連絡体制の整備等)

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

- 2 丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年4月末までに甲及び乙に報告するものとする。

- 3 丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

#### (大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

#### (本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第6条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

#### (契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

- 2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

#### (訓練の実施)

第9条 甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加する

ものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年3月28日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
国土交通省 関東地方整備局長

泊 宏

乙 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県知事

大井川 和彦

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号  
栃木県知事 福田富一

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号  
群馬県知事 大澤正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
埼玉県知事 上田清司

千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県知事 鈴木栄治

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号  
東京都知事 小池百合子

神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩祐治

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県知事 後藤 斎

長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2  
長野県知事 阿部守一

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
さいたま市長 清水勇人

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市長

熊谷俊人

神奈川県横浜市中区港町1番1号

横浜市長

林文子

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市長

福田紀彦

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市長

加山俊夫

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

独立行政法人水資源機構 理事長

甲村謙友

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20

東日本高速道路株式会社 関東支社長

高橋知道

東京都港区虎ノ門4丁目3番1号

中日本高速道路株式会社 東京支社長

源島良一

東京都八王子市宇津木町231番地

中日本高速道路株式会社 八王子支社長

野口英正

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

首都高速道路株式会社 代表取締役社長

宮田年耕

丙 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館  
一般社団法人 日本建設業連合会 関東支部長 大嶋 匡博

2-11-56

## 災害時における保有資機材の提供等に関する協定書

## 災害時における保有資機材の提供等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社フィニッシャーリース（以下「乙」という。）は、災害時における保有資機材の提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が保有資機材の提供等を乙から受けることに関して、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する内容は次のとおりとする。

#### （1）保有資機材の提供及び運用

甲が必要と認める場所において不整地等の舗装を実施するため、アスファルトフィニッシャー等の資機材を提供し、運用する。

#### （2）オペレーター及び作業員の派遣

資機材の提供場所において資機材の運用を円滑に実施するため、オペレーター及び作業員を派遣する。

### （協力の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条の要請を行う場合、「保有資機材等協力要請書」（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、資機材の提供等を実施したときは、甲に対して、「保有資機材等協力完了報告書」（別記様式2）を遅滞なく甲に提出するものとする。

### （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(保有資機材等の提供)

第6条 甲の要請により乙が甲に提供する保有資機材等の提供場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。提供場所までの保有資機材等の搬送は、原則として乙または乙が指定するものが行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請により、乙が資機材の提供等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第8条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(損害補償)

第9条 協力要請に基づき作業に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

(協定の改定)

第10条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(履行義務の免除)

第11条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。  
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千 葉 市  
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市若葉区みつわ台5丁目1番83号  
株式会社フィニッシャーリース  
代表取締役 坂 本 健

様式 1

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

### 保有資機材等協力要請書要請書

株式会社フィニッシャーリース  
様

千葉県市長

災害時における保有機材等の提供に関する協定書第3条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請内容	
場 所	
備 考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： F A X：

※要請内容の詳細については、担当者より指示します。

様式 2

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

### 保有資機材等協力完了報告書

千葉市長 様

株式会社フィニッシャーリース

災害時における保有機材等の提供に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

実施内容	
場 所	
実施期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
備 考	【使用資機材・人工等】
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： FAX：

(添付書類) 実績内訳書、その他市の指示によるもの

## 災害時における応急対策の協力に関する業務協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生（そのおそれがある場合を含む。以下同じ。）した場合における甲の管理する道路、下水道等の公共土木施設（工事施工中の施設を含む。以下「公共土木施設」という。）の応急対策及び災害復旧等に係る業務（以下「災害応急等業務」という。）を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって、被災施設の早期復旧と被害の拡大防止に資することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この協定は、災害が発生した場合において、公共土木施設に被害が発生（そのおそれがある場合を含む。）したときの当該公共土木施設の災害応急等業務に適用するものとする。

- 2 災害応急等業務は、公共土木施設の存する土地（その周辺の土地の範囲を含む。）における地質調査、当該土地に関する資料提供等をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害応急等業務の必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

### （協力体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り速やかに災害応急等業務を実施するものとする。

- 2 乙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、乙の会員のうち千葉市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている業者の担当業務を定めるなど協力体制を整備するものとする。
- 3 乙は、前項の協力体制を整備したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも、また同様とする。

### （完了報告）

第5条 乙は、災害応急等業務を完了した時は、遅滞なくその結果を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応急等業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月18日

## 災害時における応急対策及び災害復興の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会千葉県支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策及び災害復興の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生（そのおそれがある場合を含む。以下同じ。）した場合において、甲の管理する道路、下水道等の公共施設（工事中等の施設を含む。以下「公共施設」という。）の応急対策及び災害復興等に係る支援（以下「災害応急等支援」という。）を実施するため、甲乙間における基本的事項を定め、もって、被災施設の早期復興と被害の拡大防止に資することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この協定は、災害が発生した場合において、公共施設に被害が発生したときの当該公共施設の以下の災害応急等支援に適用するものとする。

- （1）災害被害の調査支援
- （2）災害時の情報の活用に関する支援
- （3）復興計画段階での助言
- （4）その他、甲が必要とし、乙が支援しうる活動

### （協力要請）

第3条 甲は、乙に災害応急等支援の協力要請を行う際には、次に掲げる事項を記述した協力要請書により要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請年月日
- （2）要請箇所
- （3）要請内容
- （4）連絡先及び担当者

### （協力体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り速やかに災害応急等支援活動を実施するものとする。

2 乙は、あらかじめ乙の会員のうちから、支援可能な者、その専門技術分野、支援可能な内容等を定めるなど協力体制を整備するものとする。

### （完了報告）

第5条 乙は、災害応急等支援活動を完了した時は、協力要請書の要請内容に応答する事項を記述した完了報告書を提出することにより、甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが

困難な場合は電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙又は乙の会員が災害応急等支援を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用以外の額、支払方法等については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年6月19日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区中央2丁目7番10号  
シャンポール千葉中央2階206号  
公益社団法人 日本技術士会千葉県支部  
支部長 松井隆

## 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

千葉市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、市民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

### （相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれがもつ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

#### （1）乙による甲への主な要請

- ①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請
- ②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

#### （2）甲による乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

### （停電情報及び道路・河川状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、千葉市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

- 4 甲は、千葉市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。
- 5 乙は、千葉市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。
- 6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。
  - (1) 乙が甲に提供する情報
    - ①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
    - ②知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況
    - ③プレスリリースの内容
  - (2) 甲が乙に提供する情報
    - ①知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、市民から提供された停電情報
    - ②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
    - ③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

(重要施設の優先復旧)

第5条 千葉市内の電力復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
  - (2) 指定避難所として開設されている施設
  - (3) 災害対応の中核機能となる市及び区災害対策本部が存在する施設
- 2 乙は、電力復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、千葉市内において停電が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

- 2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。
- 3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月25日

## 災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定

千葉市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社千葉事業部（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の通信障害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模通信障害等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模通信障害等において、市民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して通信設備復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模通信障害等の場合は、通信設備復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

### （相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の通信設備復旧のために必要と認められるときは、それぞれがもつ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

#### （1）乙による甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による通信障害情報の発信

#### （2）甲による乙への主な要請

乙が保有する広報手段による広報活動の要請

### （重要施設の優先復旧）

第4条 千葉市内の通信設備復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

（1） 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

（2） 指定避難所として開設されている施設

（3） 災害対応の中核機能となる市及び区災害対策本部が存在する施設

2 乙は、通信設備復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った通信設備復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

(広報活動)

第5条 乙は、千葉市内において通信障害が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等の乙の保有する広報手段にて通信障害情報を発信する。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して通信障害情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、甲又は乙は、解約希望日の3ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(定めのない事項等)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月6日

千葉市中央区千葉港1番1号  
甲 千葉市  
千葉市長 熊谷 俊人

千葉市美浜区中瀬1丁目3番地  
乙 東日本電信電話株式会社  
取締役 千葉事業部長 境 麻千子

## 下水道管路施設等の災害時復旧応援に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）、千葉市下水道管路維持協同組合（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、地震等の自然災害により甲の管理する下水道管路施設等（農業集落排水施設を含む。以下同じ。）が被災した場合における管路調査及び応急措置（以下「応急措置等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、平成13年3月27日付け甲及び乙が締結した「災害時における応急措置等の協力に関する協定」については、本協定の締結をもって効力を失う。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において下水道管路施設等が被災し、市民生活に影響を及ぼした場合、又は緊急を要する措置を必要とする場合において、甲、乙及び丙が協力して下水道管路施設等の機能の早期復旧対策を図ることを目的とし、あわせて迅速に応急措置等を遂行するために必要な事項を定めるものとする。

### （応援内容）

第2条 この協定に基づき乙及び丙が行う応急措置等に係る業務（以下「応急措置等業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）被災した下水道管路施設等による被害拡大及び二次災害の防止のために必要な調査及び応急措置
- （2）被災した下水道管路施設等の安全確保のために必要な調査及び応急措置
- （3）被災した下水道管路施設等を早急に機能回復させるための調査及び応急措置
- （4）前号に掲げるもののほか甲、乙及び丙の協議により必要と認められる事項

### （協力要請及び着手時期）

第3条 甲は、被災状況により、乙及び丙に対して協力要請することができるものとする。

ただし、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」が適用された場合は、同ルールを優先するものとする。

2 前項のルールに基づく要請については、甲が要請したものと読み替える。

3 甲は、第1項の規定により乙及び丙に対して、その協力を要請するときは、協力要請書等により行うものとする。

ただし、緊急時のやむを得ない場合は、電話等により要請を行うことができるものとするが、後日速やかに協力要請書等を提出するものとする。

4 乙及び丙は、第1項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急措置等の業務に協力し、着手時期を甲に通知するものとする。

(協力体制の整備)

第4条 乙及び丙は、第3条による要請を受けた場合、速やかに応急措置等業務を行えるよう、常に連絡体制及び出勤体制並びに資機材等の供給体制を整備しておくものとする。

(報告及び検査)

第5条 乙及び丙は、応急措置等業務が終了した場合は、速やかに甲に対して、書面をもって報告を行い、甲は速やかに完了検査を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙及び丙に要請した応急措置等業務に要した費用は、甲が負担するものとし、甲は、完了検査後速やかにこれを乙及び丙に支払うものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に関する実施細目は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定の定め違反した場合においては、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の期間は、令和3年3月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 3年 3月 1日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉県千葉市稲毛区黒砂2丁目12番11号  
千葉市下水道管路維持協同組合  
理事長 新沢剛

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
会長 長谷川健司

## 災害時における行政界周辺道路の啓開に関する覚書

千葉市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、大網白里市（以下「隣接10市」という。）は、災害時における行政界周辺道路の啓開について、次のとおり覚書を締結する。

### （趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における行政界周辺道路の啓開について必要な事項を定めるものとする。

### （道路啓開）

第2条 道路啓開とは、地震等によって被災した負傷者を搬送し、被災者に緊急物資を届ける緊急通行車両が移動できる経路を切り啓くことをいう。

### （覚書の対象となる道路）

第3条 本覚書の対象となる道路は、行政界周辺で道路区域が各市の道路管理者に分かれている道路のことをいう。

### （道路啓開を行う道路管理者）

第4条 道路啓開は、既に道路管理者間で管理協定が締結されている場合を除き、上位道路規格の管理者が行う。また、道路が同規格の場合は、道路閉塞の原因を要した市の道路管理者が行うこととし、道路閉塞の原因も同程度の場合は、道路管理者間で協議して道路啓開作業者を決定する。

### （道路区域への倒木や堆積したガレキ等の取り扱い）

第5条 道路啓開作業時に民有地からの倒木やガレキ等の有価物の堆積を確認した道路管理者は、発生元の市道路管理者に通報し、その対応について所有者、各市道路管理者で現地確認をした上で対応方法を決定する。

### （破損した電力及び通信施設の取り扱い）

第6条 道路啓開作業にあたり、地震等による電力及び通信施設の破損があった場合は、施設が存在する市の道路管理者が施設管理者と調整を行う。

(道路啓開における費用負担)

第7条 他市の道路区域における道路啓開費用は、原則としてその区域で要した費用をそれぞれ負担することとし、面積で按分することを基本とするが、これにより難い場合は、道路管理者間で協議して決定する。

(復旧作業)

第8条 道路啓開作業完了後の道路施設の復旧においては、それぞれの区域の道路管理者で実施することとするが、一体施工を要する舗装復旧については原則として、道路啓開した市の道路管理者が行う。

(舗装復旧作業における費用負担)

第9条 他市の道路区域における舗装復旧費用は、面積で按分するものとする。

(負担金の請求)

第10条 道路啓開及び舗装復旧作業を実施した道路管理者から負担金の請求を受けた他市道路管理者は、速やかに予算措置し支出するものとする。

(その他隣接10市協力事項)

第11条 道路啓開作業に当たり、行政界で一部他市区域での被災を発見した場合は、他市道路管理者に通報し、現地確認の上で、主に被災を受けた道路管理者が道路啓開を行うこととし、関係する地権者の対応については、各市の道路管理者が行う。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から 令和5年3月31日までとするが、期間満了の1月前までにいずれの市からも覚書改定の意思表示がない時は、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義)

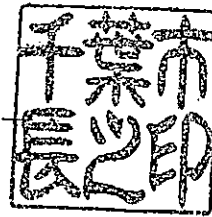
第13条 この覚書に定めのない事項または、疑義が生じた場合については、隣接10市または、隣接市間の協議により決定する。

隣接10市確認の証として、本書10通を作成し、それぞれ1通保有する

令和 4 年 3 月 2 / 日

千葉市長

神谷 俊



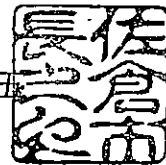
茂原市長

田中 豊



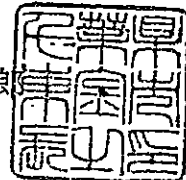
佐倉市長

西田 三十五



東金市長

鹿間 陸郎



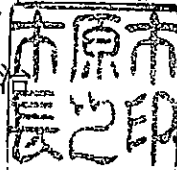
習志野市長

宮本 泰介



市原市長

小出 譲治



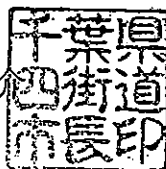
八千代市長

服部 友則



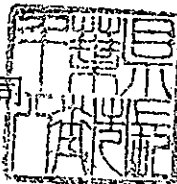
四街道市長

鈴木 陽介



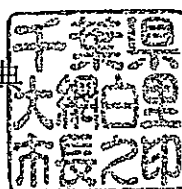
八街市長

北村 新司



大網白里市長

金坂 昌典



## 災害時の市有建築物における漏水等の対応協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と千葉都市防水工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生が予想される場合に、甲の管理する市有建築物（以下「対象施設」という。）の屋上からの漏水やタイルの剥がれ等の破損（以下「漏水等の破損」という。）の応急措置や点検未然防止（以下「災害漏水対応」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、市民の安全を確保するため、災害時における民間協力の一環として、甲、乙間における災害漏水対応に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害漏水対応を実施する必要があると認められるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による協力の要請を受けたときは、災害漏水対応に必要な人員、機械等を出動させ、甲に協力するものとする。

### （協力体制の整備）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力の要請を受けた場合において、速やかに災害漏水対応に協力できるよう、常に乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた機械類等の供給体制について整備するよう努めるものとする。

### （点検未然防止）

第4条 災害の発生が予想される場合において、乙は対象施設の漏水等の破損の点検未然防止を行うことができるものとする。なおその際は、事前に甲と協議し、承諾を得るものとする。

### （費用の負担）

第5条 第2条の規定により乙が前条を除く災害漏水対応を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法等については、千葉市予算会計規則等に基づき、甲、乙協議して定めるものとする。

3 前条の規定により対象施設の漏水等の破損の点検未然防止を行う場合に要する費用は、乙が負担するものとする。

(損害が生じたときの措置)

第6条 災害漏水対応の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、甲、乙協議して、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 第2条の規定により、災害漏水対応に従事した者が、死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用する。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(疑義等の協議)

第9条 発災時の救援物資等の配分について、必要に応じて千葉県との連絡調整を行うこととする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからこの協定解除の申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年 3月 24日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千 葉 市  
千 葉 市 長 神 谷 俊 一

乙 住所(所在地) 千葉市中央区出洲港9番10号  
商号又は名称 千葉都市防水工事業協同組合  
代 表 理 事 歳 田 文 彦

## 震災廃棄物処理の支援に係る協定書

千葉市（以下「甲」という。）とジャパン・リサイクル（株）（以下「乙」という。）は、廃棄物処理の支援について、以下のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、甲が行う廃棄物の処理にあたって問題が発生し、その処理に支障が生じるおそれのある場合に、乙の支援を受けることにより、甲の廃棄物処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

### （定 義）

第2条 本協定における廃棄物とは、震災等で発生した一般廃棄物をいう。

### （支援の実施）

第3条 本協定により、甲が乙に支援を要請する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 甲のごみ処理施設は稼働するものの、震災等の災害により、甲のごみ処理施設だけでは廃棄物を適正に処理できない状況に陥るか、またはそのおそれがある場合
- (2) 甲のごみ処理施設が、緊急の保守・点検等によって、廃棄物を適正に処理できない状況に陥るか、またはそのおそれがある場合

### （支援要請及び実施）

第4条 甲は、前条に掲げる事態が発生した場合、乙に支援を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により支援の要請を受けた場合、乙のごみ処理施設が位置するJFEスチール株式会社東日本製鉄所の操業及び乙の業務に支障のない範囲において、支援を行うものとする。

### （支援方式）

第5条 支援は、甲の廃棄物処理業務を乙へ委託する契約を締結することにより行うものとする。

(費用負担)

第6条 支援の実施に要する費用は、甲乙間で協議の上、甲が負担するものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、法令に従い甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定締結の証として本書を2部作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 4月26日

## 災害時における仮設トイレ等のし尿の収集運搬に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、「千葉市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時における仮設トイレ等のし尿の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、千葉市地域防災計画及び千葉市震災廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

### （協力要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙に通知するものとする。

(1) 要請の内容

(2) し尿の収集・運搬の場所

(3) し尿の搬入先

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

### （協定業務の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) し尿以外の異物の混入防止に努めること。

(3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

### （実施の報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(1) 協定業務に要した車両台数及び収集日

(2) 協定業務における避難所等ごとの収集基数及び収集量

(3) 協定業務に従事した期間

(4) その他必要な事項

(事故の報告)

第6条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第7条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第8条 甲の要請により乙が、協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲、乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第9条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月20日

## 災害時における仮設トイレの設置支援等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市再資源化事業協同組合（以下「乙」という。）は、千葉市地域防災計画で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレの設置の支援等に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は、市内で災害が発生し、仮設トイレを設置する必要があると認めるときは、乙に対し、甲が保有する仮設トイレの運搬及び設置支援並びにトイレットペーパーの提供を要請するものとする。

### （協力要請の手続き）

第2条 甲は前条の規定により乙に要請しようとするときは、書面（様式第1号）により通知するものとする。但し、緊急を要する場合には、口頭で要請し、後日速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付するものとする。

### （提供の実施）

- 第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、仮設トイレの運搬及び設置に協力するとともに、乙が製造し保有するトイレットペーパーを甲に無償提供するものとする。
- 2 前項に基づく、仮設トイレの運搬及び設置支援にかかる経費は乙が負担するものとする。
  - 3 第1項により提供するトイレットペーパーの数量は、乙のトイレットペーパーの在庫量を勘案し、甲、乙協議の上、決定する。
  - 4 トイレットペーパーの引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が数量を確認のうえ、乙からトイレットペーパーの引渡しを受けるものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

### （定めのない事項等の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年1月20日

## 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）及び千葉市再資源化事業協同組合（以下「丙」という。）は、「千葉市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務の支援（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、甲と乙又は丙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙又は丙に対し、千葉市地域防災計画及び千葉市震災廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

### （定義）

第3条 この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊及び、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

### （協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙又は丙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙又は丙に通知するものとする。

#### （1）要請の内容

- （2）家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所
- （3）家庭系一般廃棄物の搬入先
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙又は丙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙又は丙の円滑な協力が得られるよう、乙又は丙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

### （協定業務の実施）

第5条 乙又は丙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙又は丙は次に掲げる事項を順守するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- （3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

### （実施の報告）

第6条 乙又は丙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間
- (2) 協定業務における搬入先ごとの量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項  
(事故の報告)

第7条 乙又は丙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書（様式第3号）により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙又は丙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲の要請により乙又は丙が、協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、甲と乙又は丙が協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲、乙及び丙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月20日

## 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、「千葉市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、千葉市地域防災計画及び千葉市震災廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

### （定義）

第3条 この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊及び、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

### （協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙に通知するものとする。

#### （1）要請の内容

#### （2）家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所

#### （3）家庭系一般廃棄物の搬入先

#### （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

### （協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

#### （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

#### （2）家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。

#### （3）甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

### （実施の報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

#### （1）協定業務に従事した人員、車両及び時間

#### （2）協定業務における搬入先ごとの量

#### （3）協定業務に従事した期間

(4) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約(以下「契約」という。)に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

締結年月日	締結先一覧
H 2 4 . 1 . 2 0	光クリーンサービス (株)
	千葉塵芥清掃 (有)
	(有) 大野興業
	(有) 千種運送店
	(株) 中村総業
	(有) 丸十トラック運送店
	千葉臨海清掃 (有)
	(有) 京葉ダスト
	(有) 翼商事
	(有) 三幸清掃
	(有) 三共商事
	(有) 奥山商店
	(有) 金井商店
	(株) 共進
	(株) アキ商事
	(有) 山王商会
	(有) 中野
	(有) 三浦産業
	(有) 山下商店
	(有) 五運
佑信鋼業 (株)	
(有) 巴山商会	
(有) 中央商事	
丸徳環境 (株)	
H 2 4 . 8 . 1	市原清掃事業 (株)
H 2 6 . 3 . 4	(株) サン・クリーンサービス

## 災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市一般廃棄物収集運搬協同組合（以下「乙」という。）は、「千葉市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、家庭系一般廃棄物の収集運搬業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時における家庭系一般廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、千葉市地域防災計画及び千葉市震災廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

### （定義）

第3条 この協定において「家庭系一般廃棄物」とは、一般世帯及び避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む）のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊及び、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

### （協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面（様式第1号）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 家庭系一般廃棄物の収集・運搬の場所
- (3) 家庭系一般廃棄物の搬入先
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

### （協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 家庭系一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

### （実施の報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。(1) 協定業務に従事した人員、車両及び時間

- (2) 協定業務における搬入先ごとの量
- (3) 協定業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

### （事故の報告）

第7条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し事故報告書（様式第3号）により報告するものとする。

（災害補償）

第8条 前条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第9条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約（以下「契約」という。）に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（相互の連絡）

第10条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（有効期間）

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成31年2月21日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉市中央区千葉港7番1号  
千葉市一般廃棄物収集運搬協同組合  
代表理事 丸山 佳希

組合員 千葉市花見川区三角町610番地の1  
光クリーンサービス株式会社 代表取締役  
丸山 佳希

組合員 千葉市中央区椿森3丁目2番5号  
千葉塵芥清掃有限会社  
代表取締役 石橋 英彦

組合員 千葉市緑区古市場町332番地 有限会社  
大野興業  
代表取締役 大野 春美

組合員 千葉市花見川区千種町185番地の1 有  
限会社千種運送店

代表取締役 三角 章

組合員 千葉市若葉区和泉町180番地の1 株式  
会社中村総業

代表取締役 中村 正男

組合員 千葉市美浜区新港216番地

有限会社丸十トラック運送店

代表取締役 鈴木 起世子

組合員 千葉市美浜区真砂5丁目4番19号

千葉臨海清掃有限会社

代表取締役 中村 統一

組合員 千葉市稲毛区園生町392番地

有限会社京葉ダスト

代表取締役 高橋 良一

組合員 千葉市花見川区幕張町1丁目7780番地

有限会社翼商事

代表取締役 大岩 忠雄

組合員 千葉市花見川区幕張町5丁目417番地の28

有限会社三幸清掃

代表取締役 林田 利子

組合員 千葉市花見川区幕張町1丁目4070番地

有限会社三共商事

代表取締役 大岩 孝

組合員 千葉市花見川区長作町2499番2 株式  
会社共進

代表取締役 組田 幸一郎

組合員 千葉市中央区生実町887-1 有限会社  
中央商事

代表取締役 伊藤 久子

組合員 千葉市稲毛区宮野木町441番地の12

丸徳環境株式会社

代表取締役 徳山 智美

## 災害時における応急対策の協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社タケエイ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条この協定は、千葉市域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合の応急対策の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3乙は、協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い応急対策を実施するものとする。

### （応急対策の内容）

第3条協力要請する応急対策は、次に掲げる業務とする。

- （1）災害により発生した廃棄物の一時保管等処理に関する業務
- （2）その他、甲が必要と認める業務

### （協力体制の整備）

第4条乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制について、整備するものとする。

### （報告）

第5条乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第6条支援の実施に要する費用は、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

### （損害補償）

第7条第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第8条この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### （協議事項）

第9条この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月20日

## 災害時における災害廃棄物の戸別収集受付に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と日本電気株式会社千葉支社（以下「乙」という。）は、「千葉市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、災害廃棄物の戸別収集に関する受付業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時における災害廃棄物の戸別収集に関する円滑な受付を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、千葉市地域防災計画及び千葉市災害廃棄物処理計画に基づく協定業務の実施について協力を要請するものとする。

### （定義）

第3条 この協定において「災害廃棄物」とは、千葉市災害廃棄物処理計画における災害廃棄物のうち、損壊家屋の撤去に伴い排出されるものを除くものとする。

### （協力要請の手続）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 災害廃棄物の収集受付期間
- (3) 災害廃棄物の収集品目
- (4) 受付を行う災害廃棄物の収集運搬を実施する環境事業所または収集運搬事業者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

### （協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要な体制を構築し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、次の業務を実施するものとする。

- (1) 災害廃棄物に関する収集申込み・変更・キャンセルの受付
- (2) 災害廃棄物に関する収集日の伝達
- (3) 収集受付を行った家庭系災害廃棄物の収集運搬依頼
- (4) 受付を行った災害廃棄物に関する統計
- (5) 前各号に伴う必要な業務

### （実施の報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に従事した人員及び時間

- (2) 協定業務に従事した期間
  - (3) 協定業務により処理した受付状況の記録
  - (4) その他必要な事項
- (費用の負担)

第7条 当該年度に締結している粗大ごみ受付センター運營業務委託契約（以下「契約」という。）に基づく人員・設備等を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、契約の範囲外で要した費用の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、千葉市粗大ごみ受付センター運營業務の委託契約期間に限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年9月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1  
日本電気株式会社千葉支社  
支社長 米本 期子

## 災害時における倒木等の処理に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社グリーンアース（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、倒木等の処理に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、災害等において、甲乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的とする。

## （協力の要請）

第2条 災害等が発生した際、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 市内で発生した倒木等の持込受入
- （2） 市内で発生した倒木等の運搬
- （3） 市内で発生した倒木等の保管
- （4） 市内で発生した倒木等の処理
- （5） 前各号に掲げる倒木等の処理で発生する残渣の処理

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において協力することとする。

3 乙は第1項で定める倒木等の処理においては、再資源化等をもって環境に配慮するよう努めるものとする。

## （協力要請の手続）

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、書面（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日書面を交付するものとする。

## （実施の報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により要請された事項を完了したときは、次に掲げる事項を書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

- （1） 市内で発生した倒木等の受入量
- （2） 市内で発生した倒木等の運搬量及び発生箇所
- （3） 市内で発生した倒木等の処理量、処理に要した期間及び処理方法
- （4） その他、必要な事項

(搬入時における車両の明確化)

第5条 甲若しくは甲が依頼した災害協定者は、乙に倒木等を搬入する場合、搬入車両が災害従事車両であることを明確にする。

(搬入時における倒木等の形状)

第6条 乙は、搬入時における倒木等の形状については問わないものとする。

(事故の報告)

第7条 乙は、第2条第1項の規定により従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、速やかに甲に対し事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 第2条の規定により従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償について、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲からの要請により、乙が実施に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上、決定する。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

(請求及び支払い)

第10条 甲は乙から請求を受けた場合は、速やかに支出するものとする

(相互の連絡)

第11条 甲乙は、円滑な災害応急対応のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも書面による協定解消の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以降も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市  
千葉市長 神 谷 俊 一

乙 千葉縣市川市堀之内 3 丁目 2 1 番地 1 号  
株式会社グリーンアース  
代表取締役 石 井 雅 士

## 災害時における放送要請に関する協定

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条の規定に基づき、千葉市長(以下「甲」という。)が日本放送協会千葉放送局(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

## (放送要請)

第2条 甲は、法第56条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通備、有線電気通備もしくは無線設備により通信することができない場合、または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときは、法第57条の規定に基づき乙に対し放送を行うことを求めることができる。

## (要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項
- (5) 甲が本条に基づき乙に要請を行う場合は、等で放送要請を予告したのち、文書(様式1)により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書による要請のいとまがない場合は、等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後においてすみやかに文書の提出を行うものとする。
- (6) 放送要請に係る情報伝達手段は、甲乙間の専用無線通信機器が整備されるまでの当分の間、電話回線等によるものとする。その際の甲乙間の呼び出し番号は次のとおりとする。

甲 245-5013 (千葉市広報課長席)

(FAX) 245-5531

乙 221-0119 (NHK千葉放送局放送部長席)

(FAX) 225-7599

## (放送要請の範囲)

第4条 前条の規定に基づき、甲が乙に対して行う放送要請の範囲は次のとおりとする。

- (1) 災害時等における避難勧告、避難指示
- (2) 市長(災害対策本部長)が発令する動員命令
- (3) 予想される災害及び災害時において市民に緊急に伝達する必要がある事項

(4) その他市長(災害対策本部長)が特に必要と認める事項

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から前条により要請を受けたときは、直ちに当該要請事項に係る放送の形式、内容、時刻等を決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第3条の規定により放送の要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑なものとするため、千葉市総務局市長公室広報課長及びNHK千葉放送局放送部長を連絡責任者とする。

(職員の派遣)

第7条 甲は乙が円滑に放送業務を実施できるよう、必要に応じ、職員を派遣することとする。その際必要な人員及び派遣場所については、別途協議する。

(雑則)

第8条 前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成8年1月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうち各1通を保有する。

平成8年1月10日

## 災害時における放送要請に関する協定

## (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条の規定に基づき、千葉市長(以下「甲」という。)が株式会社ニッポン放送(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

## (放送要請)

第2条 甲は、法第56条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信することができない場合、または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときは、法第57条の規定に基づき乙に対し放送を行うことを求めることができる。

## (要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項
- (5) 甲が本条に基づき乙に要請を行う場合は、電話等で放送要請を予告したのち、文書(様式1)により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書による要請のいとまがない場合は、電話等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後においてすみやかに文書の提出を行うものとする。
- (6) 放送要請に係る情報伝達手段は、甲乙間の専用無線通信機器が整備されるまでの当分の間、電話回線等によるものとする。その際の甲乙間の呼び出し番号は次のとおりとする。

甲 043-245-5013 (千葉市広報課長席)

(FAX) 043-245-5531

乙 03-3215-7005 (ニッポン放送報道部長席)

(FAX) 03-3215-6230

## (放送要請の範囲)

第4条 前条の規定に基づき、甲が乙に対して行う放送要請の範囲は次のとおりとする。

- (1) 災害時等における避難勧告、避示
- (2) 市長(災害対策本部長)が発令する動員命令
- (3) 予想される災害及び災害時において市民に緊急に伝達する必要がある事項

( 4 )その他市長(災害対策本部長)が特に必要と認める事項

(放送の実施)

第 5 条. 乙は. 甲から前条により要請を受けたときは、すみやかに当該要請事項に係る放送の形式. 内容、時刻等を自主的に決定し放送するものとする。

(連絡責任者)

第 6 条第 3 条の規定により放送の要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑なものとするため、千葉市総務局市長公室広報課長及び株式会社ニッポン放送編成局報道部長を連絡責任者とする。

(職員の派遣)

第 7 条甲は乙が円滑に放送業務をできるように. 必要に応じ、職員を派遣することとする。その際必要な人員及び派遣場所については、別途協議する。

(雑則)

第 8 条前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第 9 条この協定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため. 本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 8 年 4 月 1 日